

函館空港利用者利便向上協議会規約

制定 平成22年3月10日

(名称)

第1条 本協議会は、函館空港利用者利便向上協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、空港法第3条に規定する「空港の設置及び管理に関する基本方針」に沿って関係者が相互に連携及び協力し、函館空港の利用者の利便の向上を図ることを目的とする。

(構成員)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、東京航空局函館空港事務所長をもって充てる。
2. 議長は、協議会を代表し会務を総理する。

(事務局)

第5条 協議会の事務局は、東京航空局函館空港事務所に置く。

(招集)

第6条 協議会は、議長が招集する。
2. 構成員は、議長に対し、協議会の招集を要請することができる。

(運営)

第7条 協議会は構成員の過半数の者が出席しなければ、開催することができない。
2. 協議会の議決案件は、出席している構成員全員の同意によれない場合には、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
この場合において、議決案件に直接関係すると議長が判断する構成員の同意が得られなければ、当該議決案件は否決されたものとみなす。

(幹事会)

第8条 協議会の円滑な運営を図るため、協議会のもとに幹事会を置くことができる。
2. 幹事会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(専門部会)

第9条 協議会の目的に沿った専門的な事項を協議するため、協議会のもとに専門部会を置くことができる。

2. 専門部会の組織及び運営については、議長が別途定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、事務局において行う。

(会計)

第11条 協議会は必要に応じて口座を持つこととする。

(雑則)

第12条 協議会は、会費を無料とする。

2. この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の議決をもって定める。ただし別表の改正を除く。

附 則

この規約は、平成22年3月10日から適用する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成22年6月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成24年7月5日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成25年3月21日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成26年3月13日から施行する。

附 則 (一部改正)

この規約は、平成27年6月26日から施行する。

別 表

平成29年4月1日現在

構 成 員
東京航空局 函館空港事務所 所長
函館空港ビルディング(株) 営業部長
全日本空輸(株) 函館空港所 所長
日本航空(株) 函館空港所 所長
(株)AIRDO 函館空港所 所長
(株)大韓航空 函館空港事務所 所長
エバー航空 函館空港支店 支店長
天津航空有限公司 日本支社 支社長
中国東方航空有限公司 札幌支店
タイガーエア台湾 函館空港 ステーションマネージャー
一般財団法人空港環境整備協会 函館事務所 所長
(一社)函館地区ハイヤー協会 専務理事
函館地区バス協会 会長
函館地区レンタカー協会 会長
函館空港民間駐車場協議会 会長
北海道開発局函館開発建設部 築港課 課長
北海道開発局函館開発建設部 函館港湾事務所 所長
北海道運輸局函館運輸支局 支局長
函館市 港湾空港部 部長
北海道渡島総合振興局 地域創生部 部長
(一社)函館国際観光コンベンション協会 専務理事
函館商工会議所 専務理事